

給水装置工事申込書

区分【上水道・簡易水道】
 地域【十日町・川西・中里・松代・松之山】
 種別【新設・増改・撤去・臨時】

局長	次長	係長	係員	受付

十日町市長様

令和 年 月 日

裏面の確認事項に同意し、給水装置工事を申し込みます。（※必ず裏面をご確認ください）

●給水装置工事申込者

住所	番地
ふりがな 氏名	印
TEL	

●給水装置所有者（※工事申込者と所有者が違う場合に記入）

住所	番地
ふりがな 氏名	印
TEL	

●給水管分岐承諾者（※他者が所有する管から分岐する場合）

住所	番地
ふりがな 氏名	印
TEL	

●土地家屋使用承諾者（※他者が所有する土地家屋を使用する場合）

住所	番地
ふりがな 氏名	印
TEL	

※第三者の給水管からの分岐または土地家屋の使用が必要な場合は、必ず承諾を得てください。

●加入金（該当する部分を○で囲み、必要事項を記入してください）

あり	1. 新規メーター設置 2. 移転に伴うメーター増径 3. 建替え等に伴うメーター増径		
	設置メーター	新設	φ () mm × () 個
		増径	φ () mm ⇒ () mm
加入金(税込)	() 円		
なし	1. 増改 2. 撤去 3. メーター同口径の移転 4. メーター減径 5. 取出しのみ 6. 臨時		
	メーター口径	φ () mm ・ () mm ⇒ () mm	

※上記について裏面留意事項を参照し、該当する部分を○で囲み、必要事項を記入してください。また、集合住宅等メーターを複数設置する場合は合計の数値、金額を記入してください。

●給水装置工事事業者

施工業者		主任技術者	
施工場所	十日町市	番地	(行政区 地内)
・工事の概要 ※工事内容を簡潔に記入してください			

竣工予定日： 年 月 日

【上下水道局担当記入欄】

お客様番号： _____ 給水受付システム No. _____ 加入金納付書発行日： 年 月 日 No. _____

■確認事項（申し込みの前に必ずご確認ください）

- 新たに水道メーターを設置する場合は工事完了後、メーターの払出し日が給水開始日となります。
- 水道メーターは市の貸与品です。取付後は、所有者または使用者が責任をもって管理してください。
- 設置した給水装置はお客様の財産であり、その管理は原則としてすべてその所有者（又は使用者）が行ってください。ただし、給水分岐部より市が定める範囲（第一止水栓又は官民境界からおよそ1m）までの漏水修理等は市が行います。
- 水道メーターが設置されておらず使用していない給水装置（給水管）の維持管理は、公道上であってもすべてその所有者が行ってください。
- 移転その他の理由により将来使用する見込みがなくなった給水装置は、廃止の手続きをしてください。この場合、原則として水道本管から給水装置を切り離す工事（分水止め）をしてください。これに要する費用は、原因者（所有者又は使用者）の負担となります。
- 3階以上に給水する場合、水量及び水圧の低下が生じても異議がないこととします。
- 不測の事故や工事等で断水が生じても異議がないこととします。
- 給水装置の所有権が移転した場合は市に届けるとともに、新たな所有者に上記確認事項を継承してください。

■申込書記入に際しての留意事項

- 集合住宅など同一建物に複数のメーターを設置する工事の場合で、申込者ならびに所有者がそれぞれ同じであれば、本申込書は1枚にまとめて提出してください。
- 「●加入金」欄について、新設または移転・建替え等によりメーター口径を大きくする場合は加入金の支払いが必要になります。加入金の金額については以下のとおり。

①新たにメーターを設置する場合

メーター口径	加入金額（税込）
13 mm	37,400 円
20 mm	94,600 円
25 mm	151,800 円
30 mm	227,700 円
40 mm	416,900 円
50 mm	643,500 円
75 mm以上	市長が定める額

（消費税 10%）

②移転・建替え等による口径変更の場合（例）

- 家屋の移転または建替えなどにより、現在使用している 13 mmのメーターを廃止して、新たに 20 mmのメーターを設置する場合、加入金は差額分の支払いとなります。

左表より

$$\begin{aligned} \text{加入金} &= \phi 20 \text{ mm} - \phi 13 \text{ mm} \\ &= 94,600 \text{ 円} - 37,400 \text{ 円} \\ &= 57,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

※メーター口径を小さくする場合、加入金の支払いは必要ありません。ただし一旦メーター口径を小さくした後に、再度口径を大きくする場合は加入金の支払いが必要になりますのでご注意ください。